

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月19日（月）17:58～18:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|------|-----------------|
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<提案者>

- | | | |
|--|--------|------------------------------------|
| | 飯泉 嘉門 | 徳島県知事 |
| | 船木 真理 | 徳島大学歯学部・歯学部附属病院
糖尿病対策センター長・特任教授 |
| | 吉田 英一郎 | 徳島県政策創造部副部長 |
| | 玉田 直彦 | 徳島県政策創造部総合政策課政策調査幹 |
| | 一宮 雅史 | 徳島県政策創造部総合政策課 |

<事務局>

- | | | |
|--|--------|----------------|
| | 内田 要 | 内閣府地域活性化推進室長 |
| | 富屋 誠一郎 | 内閣府地域活性化推進室長代理 |
| | 藤原 豊 | 内閣府地域活性化推進室次長 |
| | 宇野 善昌 | 内閣府地域活性化推進室参事官 |
| | 渡邊 浩司 | 内閣府地域活性化推進室参事官 |
| | 森 宏之 | 内閣府地域活性化推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「多様な主体による『高齢者支援モデル』の創出及びモデル構築に伴う大都市圏からの団塊の世代の里帰りの促進」
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、定刻よりやや早いのですが、国家戦略特区ヒアリングを再開させていただきます。

本日最後の自治体からのヒアリングということでございますが、徳島県の飯泉知事ほか皆様にもお出でいただいているところでございます。遠いところどうもありがとうございます

ました。

夏に既に御提案を頂戴しておりますので、そのフォローアップを後ほどさせていただきますが、御承知のとおり、この春を目途に国家戦略特区の第2弾の指定ということで、地方創生特区ということで総理から指示もいただいているところでございます。その候補地としていくつかの自治体につきまして、夏に提案いただいた自治体を中心にヒアリングをさせていただきます。

30分時間がございますので、約10分、15分でプレゼンテーションいただきまして、その後、意見交換とさせていただきたいと思っております。

資料、発言内容は基本的には原則公開の位置付けにさせていただいておりますが、それによろしゅうございますでしょうか。

○飯泉知事 はい。

○藤原次長 ありがとうございます。

本日は八田座長が所用で欠席でございます。座長の代理ということで原委員に進行をお願いしております。原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 今日はわざわざお越しいただきまして、大変ありがとうございます。時間が限られておりますので、御説明をよろしくお願ひいたします。

○飯泉知事 それでは、早速説明に移らせていただきたいと思います。

今日は国家戦略特区、ヒアリングの場を与えていただきまして、まずはありがとうございます。徳島県知事の飯泉嘉門でございます。

本県からは2点挙げさせていただきます。

まず、「多様な主体による高齢者支援モデルの創出及びモデル構築に伴う大都市圏からの団塊の世代の里帰りの促進」についてであります。

概要のところを御覧いただきたいと思います。実はこれは3点ございます。

一つは、今まさに地方創生の中でテーマとなっている人口減少。この社会の到来によります高齢者のみの世帯、いわゆる独居老人が増加する。また、地域のネットワークの低下に対応した高齢者の皆さん方の支援モデルの展開。そして、徳島発の高齢者支援モデルの発信に加えまして、地域に賦存しております空き家も大きな課題となっているところであります。この空き家や高齢者施設、介護老人保健施設など、こうしたものの有効活用によりまして大都市圏から本県を始めとするいわゆる地方、本県にゆかりのある皆さん方を、地方、本県にいわゆる団塊の世代の皆さんを中心として里帰りを促進していこう。

今、地方への新しい人の流れを作ろう。これも地方創生の大きな柱となっているところであります。また、高齢者だけではなくて女性、アクティブシニア、高齢者ということですが、さらには障害者。こうした多様な労働力によります時間限定、職務限定、場所限定などのいわゆる多様な働き方を合わせ、ワークシェアを実現していこうというものであります。右下にあります規制改革・制度の提案のところ、これは後に御説明したいと思います。

次のページを御覧いただきます。

まず、1点目の高齢者支援事業ということで、事業の内容を御覧いただきます。ここには大きく2点ございます。移動困難な高齢者への支援ということで、こちらについては民間事業者などによります日用品や食料品などと合わせた医薬品の移動販売、購入代行、配達。また、移動が困難な高齢者の皆様方に対し、例えば、通院などの外出時の送迎についてであります。

これについては、まず右の現行規制の状況は薬事法、食品衛生法、道路運送法におきまして、それぞれ許可が必要であったり、なかなか難しい。例えば、食品衛生法のところでは、昭和42年厚生省の通知で作られた車両を使ってのいわゆる移動販売をする場合には、ポリタンク二つ、いわゆる流水で手洗いをしなければいけないという大きな規制がありました。本来でしたらその分は、多くの医薬品であるとか食料品を詰め込むことができます。

ということで、今回の提案は右にあります。例えば、薬事法、こうした食品に加えて高齢者の皆さん方が薬局に行くというのはなかなか難しい。今は規制改革になりまして、インターネットの販売もあるわけでありますが、高齢者の皆さんがインターネット販売で注文をして、決済をクレジットカードです。これはなかなか難しいということで、一緒にこれを持っていってもらったらいいのではないかとということで、ここについては知事の届出をもって緩和をしていただければと。今、食品衛生法については先生方からも笑われたところではありますが、まさに今、例えば、病院の各病棟のところ、入り口のところではアルコール消毒のあのようにしたポータブルなものがあるわけですから、あちらのほうが効果が十分あるわけで、こうしたものについてガイドラインを新たに作っていただきたい。また、道路運送法の関係でしたら、契約をあらかじめ締結した高齢者の皆さんに限りまして、自家用車による有償運送を可能といただければ本当に幅が広がるというものでございます。

もう一点は、訪問介護及び家庭生活の総合支援ということで、介護事業者が訪問介護をする際に、高齢者の皆さん方から色々頼まれごとをします。例えば、電球が切れた。換えてほしいとか、少し草むしりをしてほしい。しかし、これは対象外となるところであります。そこで、現行の規制にありますように、こうしたものについてまさに円滑なサービス提供の隘路となるものであります。

そこで、右にありますように、指定訪問介護事業所の事業運営の取扱いといたしまして、こうした介護の際に家庭生活のあくまでも軽易な支援については、利用者の適正な費用負担のもと、提供をあくまでも訪問介護の実施時間内においてできるような形をとっていただければというものでございます。

次のページを御覧いただきます。大きな2点目、大都市圏からの移住・交流等促進事業についてであります。特に事業内容をまず御覧いただきたいと思っております。実は本県高齢者の施設、よく介護保険の3施設と呼んでおります特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設であります。この整備率は日本ナンバー1となっているところであ

ります。こうしたところに徳島ゆかりの皆さん、例えば、徳島出身、両親が徳島、徳島で長年勤め、でも老後は東京で生活をする。こうした特に団塊の世代の皆さん方を中心に里帰りを促し、その後この3施設に入らせていただく。こうした提案であります。

ただ、これにつきましては、現行規制、大変厳しい規制があります。これが俗に言う住所地特例ということで、現行では、例えば、東京23区にお住いの方が徳島の介護老人保健施設に直接入るといった場合には、23区がその費用の負担をいたします。しかし一旦、まだ元気だ。5年ぐらいは働く。しかし、その後、介護老人保健施設に入ってしまうと、これは例えば、徳島県の神山町に移ってきた場合には、神山町が負担をしなければいけない。これが大きな負担になるということで、なかなか大都市部からの里帰りを促すことができないというネックがございます。是非これを打ち破れるような形、一定期間、決して無条件というわけではありませんが、例えば、今団塊の世代、66歳から68歳、そして大体介護老人保健施設に入っている人たち、有料老人ホームを含めると、80歳からということでありますので、約10年間は元気に頑張らせていただきまして、その後入るといった場合には、住所地特例が適用できるという形での緩和をお願いしたいというものであります。

もう一点は、移住者に対する空き家の提供であります。たくさん空き家がある、また、大きな空き家に対しては、場合によっては介護老人保健施設などにも転換をしたらどうだろうかということですが、ここも宅地建物取引業法、都市計画法によりまして厳しい規制があります。例えば、宅地建物取引業法のものであれば、所有者からの管理委託を受け、しかも賃貸のあっせんの場合に限り、届出でいかがであろうか。また、都市計画法につきましても、賃貸、あくまでもこれは売却ではなくて賃貸。売却の場合には、その古い空き家に瑕疵がある場合がありますので、これは消費者の色々な課題があります。こうした場合に対してのあくまでも賃貸であれば、許可を不要としてはどうであろうか。また、届出をもって大規模なものであれば、高齢者向けの施設の用途転換を可能としてはどうかというものであります。

そして3番目、多様な働き手による高齢者支援事業の推進についてであります。ここににつきましては、方向性として特に多様な働き手の部分であります。育児、あるいは介護をしている方、そしてアクティブシニア、こうした皆さん方が現行の規制の中では、例えば、時間ベース賃金、こうなっております。また、在宅勤務の場合には、労務管理がなかなか難しいという点があります。また、労働契約法上の中では、有期の労働契約が5年を超えますと無期転換申込権が発生するというので、逆にその前に雇い止めというものが出てまいります。

こうした形で、今回規制改革として、高齢者、アクティブシニア、あるいは女性の皆さん、そして障害者の皆さん方に対しましては、この労働者との合意にあくまでもよりということでありまして、もう一つ、社会福祉法人が必ず関与をする民間事業者との合弁会社、ここの間に対しての新しい賃金支給の体制を可能とするもの。また、労働契約法上につきましても、5年というものが雇い止めになるということであれば、これを超える場合で

あっても、お互いの合意に基づいてOKとする形を取らせていただければどうかというものであります。

また、最低賃金についても同様のことでありまして、今は多様な働き方、フルタイムで働くというばかりではありません。そうした皆さん方に対してのあくまでも減額特例を受ける場合には、ここは労働局長の皆さん方の許可を得る形で認めてはどうか。

また、こうした合弁会社については、社会福祉法人については、今2分の1を下回らなければいけないとなっていますが、逆に2分の1を超えて関与を強め、そして福祉の部分について十分カバーをするといったものが必要ではないかと考えております。

以上、この三つをセットとしてお願い申し上げたいと思います。

○原委員 大変わかりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。

事務局でいただいている規制改革提案について、先に御報告をいただけますか。

○藤原次長 これだけ多くの御提案を4～5カ月前にいただいて、早速関係省庁と議論をしております。大変項目が多いものですから、担当のほうから一つ一つ簡単に御説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

薬事法、食品衛生法、道路運送法、指定訪問介護事業者の事業運営の取扱い、以上につきまして事務局からお願いします。

○渡邊参事官 一般医薬品の購入の代行配達の部分でございます。これにつきましては、平成21年9月8日に、課長通知では確かにこれはいけないよというふうになっていたのですが、その後、こちらのほうに書いてございますように、現行法令で対応可能というふうに解釈が変わっております。そういったことでございますので、これは薬局等と連携を取ることで実施が可能ではないか。そういう回答にしておるところでございます。

○藤原次長 可能だと言っているけれども、また色々と現場で個別に齟齬をきたしていることがあると思います。やっていただいた上で障害がございましたら、すぐにお伝えいただければ調整したいと思います。

食品衛生法をお願いします。

○渡邊参事官 食品衛生法については、まだ照会中でございまして、回答が来ておりません。申し訳ございません。

○藤原次長 速やかにお願いします。もう4～5カ月たっています。

道路運送法をお願いします。

○森参事官 道路運送法については、今回答を待っているところでございます。基本的には認められているのは知事御存じのように、山間部ではバス、タクシーができないところを作る仕組みなので、ただ、高齢者対象の場合も可能にすることができないかということで、今関係省庁の回答を待っているところです。

○藤原次長 次の項目、指定訪問介護事業者について、お願いします。

○渡邊参事官 こちらのほうも、現在省庁に照会しておりまして、まだ回答が来ていない状況でございます。申し訳ございません。

○藤原次長 次のページ、介護保険法。住所地特例は先ほどの話ですね。説明してください。

○渡邊参事官 こちらでございますけれども、入所以前に移住した場合の住所地特例についてということでございます。これについては、地域保険の基本的な考え方、要するに地域に住まう方々の相互扶助に基づいて、保険事故が発生したときに給付するという保険の考え方と大きく変えることになること。それから、実務上の課題も多いこと等から対応不可。そういうような答えが来ております。

さはさりながら、私どもといたしましては、例えば、そうは言ってみても入所を前提に移住した場合とか、要するに現地が一体どういうところなのだろう。そういうようなところを見た上で入りたいとか、そういった御要望も色々あるでしょう。そういった場合にまで地域保険の基本的な考え方を変えることになるのだろうかとか、そういったことを考えておきまして、そういった観点から考え方を変えることなく、どこまで適用できるのかということに関係省庁と議論させていただきたいと考えております。

○藤原次長 多くの自治体から要望がございますので、特区に馴染むかどうかの議論はありますが、検討を真剣にさせていただいているところでございます。

続きまして、宅地建物取引業法をお願いします。

○宇野参事官 宅地建物取引業法には免除制度がありますけれども、これについては買主や借主の要は消費者保護の観点からも受けられているということを国交省は主張しております。それに対して、消費者保護の観点から例えば、取引支援者をどうするんだとか、監督をどうするんだということをこちらの特区で新たな仕組みを作らないと、なかなか打ち破っていけないと思いますので、そこら辺はまた御相談させていただいて、国交省と協議していきたいと思います。

○原委員 一般の免許がなかなか取りづらい御事情は何かありますか。

○飯泉知事 宅地建物取引主任者の場合は試験も受けなければいけないので、結構大変です。今度実は4月から主任者でなくなるのです。サムライ（士）になるのです。そういうこともあってなかなかハードルが高くなってきますので。

○原委員 わかりました。失礼しました。

○藤原次長 続いて、都市計画法、お願いします。

○宇野参事官 都市計画法の関係は、今関係省庁に回答確認中でございますが、区域計画のほうに書き込んで認定を取ることによって、許可とみなすという仕組みが考えられるのではないかと考えております。

○藤原次長 次のページです。労働基準法、最低賃金法、お願いします。

○渡邊参事官 こちらのほうでございますけれども、在宅勤務と事業場外の勤務については、一定の要件のもと所定労働時間とみなされる、みなし制度というものがございまして、こちらで対応可能という答えでございます。

○藤原次長 これも先ほどのように対応可能と言っていますが、個別の事情があると思い

ます。そのあたりはむしろおっしゃっていただきたい。

続いて、障害者の問題ですね。

○渡邊参事官 障害者の減額基準の話でございます。減額特例制度そのものは、要するに労働者の労働能力の減殺という観点から、賃金を果たしてどこまでお払いすべき義務を事業主の方に負わせるべきかという観点から発想されていますので、基本的には個別個別にやっていくことが原則ではあるかと思えます。さはさりながら、確かに一つ一つというのは煩雑だということもございますので、そういった原理原則というものに基づきながら、どこまで簡素化できるのかなという観点からお話を進めてまいりたいと思っております。

それから、無期転換の労働契約法のところでございます。無期転換申込権を発生させないことということでございます。こちらは国会のほうで研究者に対する特例というものが認められた。そのときに、附帯決議というものがなされていて、むやみやたらと拡大させないことという決議が出ている。そういったことから非常に難しいというのが関係省庁、厚生労働省からの回答ではございます。さはさりながら、職種を限定して対象を拡大していくことについての議論を別に附帯決議は禁じているわけではございませんので、そういった職種は一体ないのだろうかといったことを考えながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤原次長 社会福祉法人をお願いします。

○渡邊参事官 こちらは2分の1を超える株式の保有についてでございます。これについては、例えば、厚労省側からは2分の1以上というものを持ってしまうと、要するにその企業を実質的に支配することできる。支配した上で、営利事業であるとか、そういった社会福祉法人ができないような事業に手を出すようなことを危惧しているということでございますので、そういった危惧がないような方策、例えば、私どもで話したときは議決権のない株式とか、そういうものであれば、例えば、企業支配とは直結して来ないので、例えば、そんなもので要するに出資をすれば、その場合でも例えば、2分の1はダメなのでしょうかとか、そういう形で進めていきたいと思っております。

それから、社会福祉事業。これは確か第2種社会福祉事業についてということでございます。これは届出でというお話でございますが、社会福祉法人と民間企業がノウハウをお互いに持ち寄って、確かそういうような御趣旨でというふうに承知しておりますので、例えば、社会福祉法人、そちらのほう例えば、届出をしているのであれば、その変更とか簡素な形で何か対応できないだろうか。そういう方向で厚生労働省と相談してまいりたいと思っております。

○藤原次長 審査要領でもありまして、色々工夫の余地があるのではないかと思いますので、速やかに実施できる方向で考えたいと思えます。

○原委員 状況はそんなことでございますけれども、今日の御説明で御提案の背景を含めてよく理解いたしました。また引き続き関係省庁とはやっていくようにしたいと思います。

○鈴木委員 1点だけよろしいですか。大変素晴らしい御提案だと思うのですが、一つむしろ事務局にという感じなのですが、障害者の最低賃金の話なのですが、厚生労働省の答えはこうだろうなというのはよくわかるのですが、実際問題として、これを使うとものごく面倒くさいです。一個一個やらなければいけないので、だから例えば、ガイドラインとかルール化するということです。この程度の障害者だったらこのぐらいの減額という、何かルール化とかガイドラインを作らせるという方向で出したほうがいいのではないですか。現実的な妥協点として。

それから、里帰りのお話もほかにも御提案があって、非常に、要するにまだ元気なうちに高齢者が戻って地域で活躍するという移住促進という観点で言うと、地方創生とか、あるいは特区というよりはもっと規制改革とかそういう大きな話につながりますけれども、大変重要な話だと思うのです。だから何かタッグを組めないかなというか、割と崩しやすいと思うのです。後期高齢者は今度認めるという法案が出ていますし、サービス付きの住宅のほうで緩和になっているし、だからあとは介護でしょうという話なので、崩しやすいので、何かここだけでというよりは地方創生とか規制改革と組んで、ここは一発押したらいいのではないかと思うのです。非常に合理的です。つまり、元気なうちで、しかもうんと若いうちに移るというのではなくて、団塊の世代で高齢者ぐらいになってから移りますという話なので、みんなでタッグを組んでできないかなと本気で思います。

○飯泉知事 今鈴木委員がおっしゃっていただいたとおりで、元々住所地特例は変えるべきではないか、徳島県からの提案で、これは全国知事会、政府主催の場でも言わせていただいております、まさに元気なうちに戻ることが重要なところなのです。

それと先ほど少し一例を申し上げましたが、団塊の世代は今66～68歳、そして有料老人ホームに入っている平均年齢が約80歳なのです。介護老人保健施設が大体84歳弱、そして特別養護老人ホームが大体88歳ぐらいです。ですから、このあたりのところをターゲットに持っていけば、逆に言うと速やかにそちらに移れる。しかも元気なうちに。

ただ、一つ厚生労働省が常に言われるのが、審議会の場で高齢者のいわゆる姥捨て山をするのはまかりならない。これが出ているのです。ですから、私は東京都知事にもはっきり申し上げたのは、決して東京都の努力を無にするつもりはない。逆に、東京都はうちの社会福祉法人に23区に出てきて作ってくれと一生懸命言っているのです。逆にこちら側に空きが出てくるのです、これから。だからそうした点、無駄なことをするのではなくて、しかも東京都にいる人たちは大概是地方出身者なのです。ということで、その人たちに限って地方に移る。もちろん御希望に合わせということですので、これは今色々ところから来ているというのは、まさに舛添知事に火を付けましたので、是非私も介護保険法を平成9年に世に出しましたので、当時自治省ですね。それから行くと、実はもう一点、少し鈴木先生に触れていただいた、その前の介護保険の関わりなのですが、これも地域保険に基づいてというお話があったのですが、これについては、今度平成28年から都道府県がまず介護ではないのですが、国民健康保険を引き受けるという形になってくるので

す。つまり、非常にエリアが広がってくる。つまり、保険というのは当然保険単位が広いほうがいいわけでありますので、それを考えてみると、今回の居住地特例といいますか、住所地特例、これもより広い範囲で、そして今度は年限的にも長い範囲で考えるというのが、まさにこれからの介護保険、国民健康保険、医療制度、福祉制度、そうした方向につながる。まさに今回の地方創生の話としてはぴったり合う話ですので、そうしたバックボーン、今後の方向も含めて厚生労働省のほうに、また、先生方からも是非おっしゃっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○原委員 あと何かよろしゅうございますか。

○藤原次長 特に先ほどいただいた話は、早速また関係省庁とも、むしろワーキンググループでのヒアリングの場を通じてやっていただくことも含めて相談させていただきます。

○原委員 では、どうも大変ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。